

坂戸都市計画公園の変更について

1 鶴ヶ島市運動公園の都市計画の概要

種 別	運動公園
名 称	6・5・201 鶴ヶ島市運動公園
位 置	鶴ヶ島市大字太田ヶ谷地内
面 積	約18.9ha

2 変更の概要

(1) 変更の理由

ア 鉄塔撤去に伴う変更

運動公園北側の敷地に隣接する送電線の鉄塔が撤去されたことに伴い、鉄塔跡地を公園として一体的に活用するため公園区域に編入し、市道700-1号線に合わせて公園区域を変更する。

イ 道路整備に伴う変更

運動公園北西の公園区域は、筆界により決定しているが、公園区域の一部が市道700-2号線として整備されたため、当該道路区域を公園区域から除外するとともに、道路区域と公園区域との間に生じた残地を公園区域に編入し、市道700-2号線に合わせて公園区域を変更する。

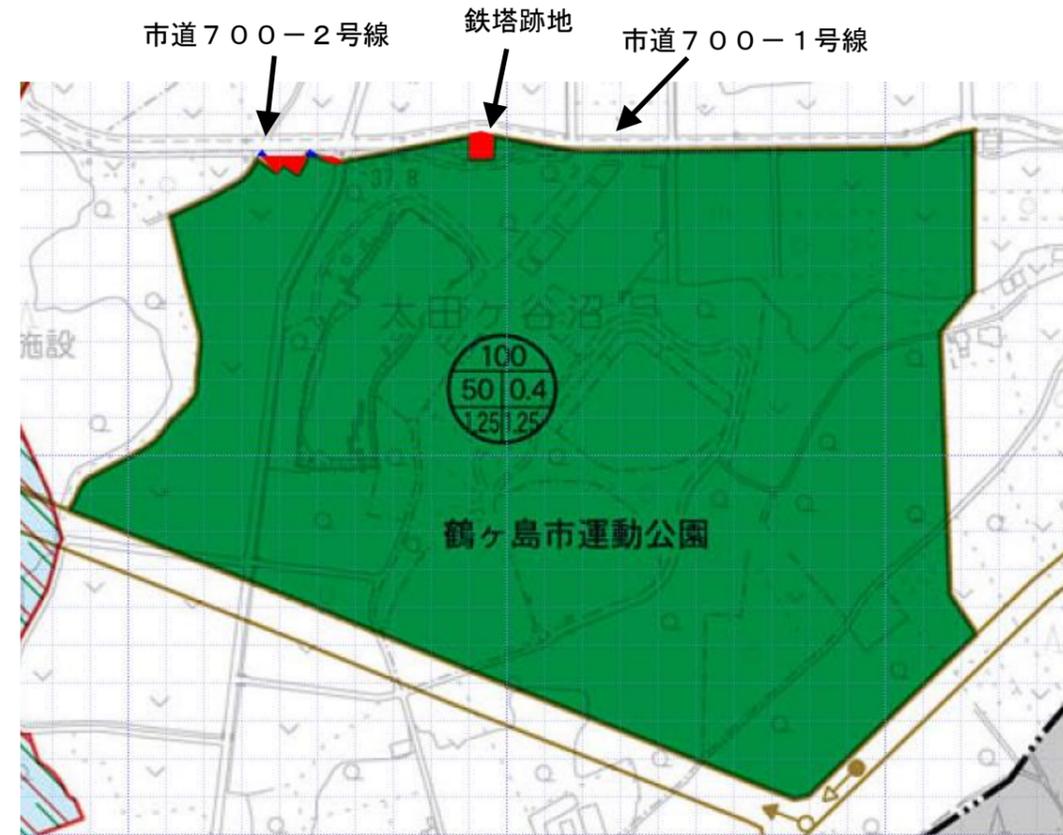
(2) 変更の内容

ア 面積

面積については、約18.9haを約19.0haに変更する。

変更の理由	編入する面積	除外する面積
鉄塔撤去に伴う変更	約240㎡	—
道路整備に伴う変更	約190㎡	約15㎡
合 計	約430㎡	約15㎡

イ 区域



赤：運動公園に編入する区域（約430㎡）

青：運動公園から除外する区域（約15㎡）

3 都市計画変更に係る手続き

時 期	内 容
11月24日から 12月8日まで	都市計画法第17条に基づく都市計画変更案の縦覧 ※縦覧者なし。意見書なし。
12月23日	市都市計画審議会へ諮問
12月下旬（予定）	都市計画変更の告示

※本件については、軽易な変更にあたることから県知事協議は不要とされている。